

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿【6ファイル 10回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被収容者身分帳簿【2回】	マニュアル処理	刑事訴訟法279条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿【2ファイル, 3回】	マニュアル処理	民事訴訟法186条	裁判所	無		○
	診療録【10ファイル 97回】	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189条第3項	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第2項	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更正保護審査会、地方更正保護委員会、保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	国税庁・税務署	無		○
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		○
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189条第3項	検察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第2項	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	税関	無		○
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		○			

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189条第3項	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第2項	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	税関	無		○
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○			

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登録マスタファイル	電算処理	地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		○
外務省	在留届ファイル	電算処理	国税徴収法第146条の2	都道府県、国税局	無		○
		電算処理	家事審判規則第8条及び同第9条	家庭裁判所	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	家事審判規則第8条	家庭裁判所	無		○
		電算処理	所得税法第235条	国税局	無		○
		電算処理	関税法105条の2	税関	無		○
		電算処理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項	入国管理局	無		○
国税庁	個人課税台帳【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国税庁	青色決算書・収支内訳書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	無	○	
	相続税決議書(一般)【364ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)【70ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	支払決議書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
厚生労働省	旧陸海軍等人事関係資料	電算処理	弁護士法第23条の2第2項、家事審判規則第8条	家庭裁判所、弁護士会	無		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
農林水産省	米穀の出荷及び販売事業者の届出受理簿	電算処理	災害対策基本法第4条	都道府県	無	○	
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	法人税法第156条の2、所得税法第235条第1項、第2項、地方税法第72条の68第6項、国税徴収法第141条	税務署、地方公共団体、社会保険事務所	無		○
国土交通省	一級建築士登録マスターファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無	○	
	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、生活保護法第29条	地方裁判所、福祉事務所	無		○
	海技士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	小型船舶操縦士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	締約国資格受有者承認原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国土交通省	船員原簿ファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無	○	

(注)1 利用・提供先において、公表することにより、提供先の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとしているものについては、その個人情報ファイルの名称等について、本票から除いている。

2. 個人情報ファイルの名称欄の【 】は、複数の地方支分部局等がファイル名・利用目的・記録項目が同一のファイルを提供しているときにそのファイル数を、また、同一ファイルを同一機関に複数回提供している場合はその回数をそれぞれ記載している。

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
宮内庁	通行証ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成18年園遊会(春)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成18年園遊会(秋)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成18年春の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成18年秋の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	公正取引委員会	消費者モニター名簿(平成18年度)	電算処理	1号	希望者に試買検査会等の開催案内を送付するため。	社団法人全国公正取引協議会連合会、公正取引協議会	無	
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処理	2号	効果的な運転者教育に関する調査研究、運転免許等に関わる施策の効果評価等の実施のため。	科学警察研究所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処理	3号	恩赦の調査及び実施に関する事務のため。	法務省	無		○
		電算処理	4号	事業用自動車による交通事故抑止対策として有効な施策に係る調査研究のため。	自動車安全運転センター	無		○
総務省	恩給受給者データベース	電算処理	3号	戦没者の遺族等に対する特別弔慰金支給法に基づく事務のため。	厚生労働省社会・援護局	有		○
	総合無線局管理ファイル	電算処理	4号	無線局監理(定期検査事務)を円滑に実施するため。	(社)全国船舶無線工事協会東海支部 (社)東海自動車無線協会 (社)全国陸上無線協会東海支部	有		○
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため。	私立大学	無		○
	司法試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため。	私立法科大学院	無		○
	被収容者データファイル【12回】	電算処理	3号	警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため。	警察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
 ②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿 【17ファイル 3回】	マニュアル処理	3号	収容状況確認のため、人権救済事務処理のため。	大使館	無		○
	被収容者身分帳簿 【25ファイル 3915回】	マニュアル処理	3号	・被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため。 ・刑の執行終了等の場合における検察官に対する通報のため。 ・被収容者が死亡した場合における通報のため。 ・仮出所等の通知のため。	検察庁	無		○
	被収容者身分帳簿 【32ファイル 141回】	マニュアル処理	3号	子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため。	警察署	無		○
	被収容者身分帳簿 【43ファイル 8932回】	マニュアル処理	3号	仮釈放の事務のため。	地方更生保護委員会・保護観察所	無		○
	被収容者身分帳簿 【54ファイル 9943回】	マニュアル処理	3号	・国民健康保険事務処理のため。 ・刑の執行終了等の場合における通報のため。	市区町村	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿	マニュアル処理	2号	民事訴訟上必要なため。	地方法務局	無		○
	被收容者身分帳簿	マニュアル処理	2号	不服申立調査のため。	人権擁護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル 3回】	マニュアル処理	3号	收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため。	児童相談所	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル 4回】	マニュアル処理	3号	生活保護受給者の所在確認のため。	社会福祉事務所	無		○
	被收容者身分帳簿	マニュアル処理	3号	税徴収に係る所在確認のため。	国税局	無		○
	被收容者身分帳簿	マニュアル処理	3号	国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	分類調査原簿	マニュアル処理	2号	仮釈放に係る事務のため。	更生保護委員会, 保護観察所	無		○
	少年簿【2回】	マニュアル処理	3号	国民健康保険事務処理のため。	市区町村	無		○
	個別的処遇計画表【2ファイル 2回】	マニュアル処理	2号	仮退院に係る事務のため。	更生保護委員会, 保護観察所	無	○	
	診療録【12回】	マニュアル処理	4号	個人の病状照会への回答のため。	医療機関	無		○
	日本人出帰国記録マスターファイル	電算処理	3号	「旅券番号」の提供。旅券発給業務について、旅券の二重発給を防止するため。	外務省	有		○
			3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
			3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
外国人出入国記録マスターファイル	電算処理	3号	適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○	
		3号	適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○	
外務省	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	4号	日本新聞協会から情報の提供が受けられることは、在日報道関係者本人の利益になると判断されたため。	社団法人日本新聞協会	無		○
	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	4号	関西国際放送センターから情報の提供が受けられることは、明らかに在日報道関係者本人の利益になると判断されたため。	関西国際放送センター	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
外務省	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	4号	衆議院警務部調整課記章係が自ら情報を収集することが困難であり、同系の業務遂行上当該情報が必要不可欠であったため。	衆議院	無		○
		マニュアル処理	3号	経済産業省広報室の所掌事務に必要であると判断されたため。	経済産業省	無		○
外務省	在日外国報道関係者ファイル	マニュアル処理	3号	警視庁広報課の所掌事務に必要であると判断されたため。	警視庁	無		○
	大規模レセプション被招待(者)候補及び生け花カレンダー被送付(候補)者リスト	電算処理	2号	外務本省において業務上当該情報が必要不可欠であったため。	外務本省	無		○
国税庁	源泉徴収義務者ファイル【524ファイル】	電算処理	3号	職種別民間給与実態調査の事業所別台帳を作成しており、当該作業に必要な基礎データを提供。	人事院	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	職業訓練受講指示システム	電算処理	3号	職業訓練受講指示に係る審査に必要なため。	(独)雇用・能力開発機構、都道府県立技術専門学校、(財)介護労働安定センター	有		○
	第一種特別加入者マスター	電算処理	2号	監督署において、労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日額の確認のため。	労働基準監督署	有		○
	第二種特別加入者マスター	電算処理	2号	監督署において、労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日額の確認のため。	労働基準監督署	有		○
	外国人求職情報システム	電算処理	1号	本人の同意を得た上、当該求人企業に提供。	システム利用登録企業	有		○
	求職公開登録者ファイル	電算処理	1号	本人の同意を得た上、当該求人企業に提供。	システム利用登録企業	有		○
	求職台帳【16回】	電算処理	4号	厚生労働省委託事業の実施のため。	財団法人雇用情報センター	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	雇用保険支給台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の四に基づき雇用保険の基本手当の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	高年齢雇用継続台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の五に基づき高年齢継続給付の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処理	3号	障害者の雇用の促進等に関する法律第53条業務(障害者雇用納付金の徴収)を実施する際、障害者雇用状況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため。	(独)高齢・障害者雇用支援機構	有	○	
	診療録及び診療諸記録ファイル	電算処理	4号	医療学会等発表のため。	医師	無		○
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先より援護金の贈与を受けられることから、明らかに本人の利益になるため。	(財)藤田建設労務援護会	有		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財)社会保険健康事業財団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル		4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	雇用保険支給台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の四に基づき雇用保険の基本手当の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	高年齢雇用継続台帳【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の五に基づき高年齢継続給付の受給状況を照合することにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		○
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処理	3号	障害者の雇用の促進等に関する法律第53条業務(障害者雇用納付金の徴収)を実施する際、障害者雇用状況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため。	(独)高齢・障害者雇用支援機構	有	○	
	診療録及び診療諸記録ファイル	電算処理	4号	医療学会等発表のため。	医師	無		○
	労働者災害補償保険年金受給者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先より援護金の贈与を受けられることから、明らかに本人の利益になるため。	(財)藤田建設労務援護会	有		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財)社会保険健康事業財団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル		4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
		電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	年金受給権者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	沖縄振興開発金融公庫	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	国民生活金融公庫	有		○
			3号	退職者医療制度対象者の適正な適用のため。	厚生労働省保険局	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	基礎年金番号の確認のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
		電算処理	3号	基礎年金番号の確認のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	基礎年金番号の確認のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	雇用情報ファイル	電算処理	4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○
	介護保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
農林水産省	米穀の出荷及び販売事業者の届出受理簿【2ファイル】	電算処理	3号	JAS法に基づく表示研修会の受講者名簿作成のため。	都道府県	無	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
資源エネルギー庁	自家用電気工作物データベース 【9ファイル 2回】	電算処理	2号	電力需要調査のため。	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	無	○	
	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	都道府県からの要請に基づく提供(自家用電気工作物の工事に係る変圧器の輸送途中における絶縁油漏洩事故について、注意喚起文書の発送先として利用)。	都道府県	無		○
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有電気工作物管理データベース	電算処理	3号	自治体からの要請に基づき、内規(平成17・02・14原院第4号)に従って提供。	都道府県、市町村	有		○
国土交通省	二輪自動車検査ファイル	電算処理	3号	徴税事務のため。	地方自治体	有	○	
	二輪自動車検査ファイル	電算処理	4号	統計のため。	(財)自動車検査登録情報協会	有	○	
	船舶原簿	電算処理	3号	固定資産税の税額決定等のため。	総務省自治税務局固定資産税課	有		○
海上保安庁	人身事故調査票ファイル	電算処理	4号	統計調査のため。	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	有		○

(注) 利用・提供先において、公表することにより、提供先の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとしているものについては、その個人情報ファイルの名称等について、本票から除いている。